

人事訴訟法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

目 次

一 人事訴訟法（平成十五年法律第二百九号）	27
二 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）	25
三 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）	7
四 船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）	1

人事訴訟法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

一 人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
目次	目次
第一章 (略)	第一章 (同上)
第一節 (略)	第一節 (同上)
第二節 裁判所	第二節 (同上)
第一款 日本の裁判所の管轄権（第三条の二—第三条の五）	第一款 管轄（第四条—第八条）
第二款 (新設)	第二款 参与員（第九条—第十一条）
第三款 参与員（第九条—第十一条）	第三款 参与員（第九条—第十一条）
第三節～第六節 (略)	第三節～第六節 (同上)
第二章～第四章 (略)	第二章～第四章 (同上)
附則	附則
第一款 日本の裁判所の管轄権	第一款 管轄（第四条—第八条）
(人事に関する訴えの管轄権)	(新設)
第三条の二 人事に関する訴えは、次の各号のいずれかに該当するときは、日本の裁判所に提起することができる。	第三条の二 人事に関する訴えは、次の各号のいずれかに該当するときは、日本の裁判所に提起することができる。
一身分関係の当事者の方に対する訴えであつて、当該当事者の	一身分関係の当事者の方に対する訴えであつて、当該当事者の

住所（住所がない場合には、居所）が日本国内にあるとき。

二 身分関係の当事者の双方に対する訴えであつて、その一方又は双方の住所（住所がない場合には、居所）が日本国内にあるとき。

三 身分関係の当事者の一方からの訴えであつて、他の一方がその死亡時に日本国内に住所を有していたとき。

四 身分関係の当事者の双方が死亡し、その一方又は双方がその死亡時に日本国内に住所を有していたとき。

五 身分関係の当事者の双方が日本の国籍を有するとき（その一方又は双方がその死亡時に日本の国籍を有していたときを含む。）。

六 日本国に住所がある身分関係の当事者の一方からの訴えであつて、当該身分関係の当事者が最後の共通の住所を日本国内に有していたとき。

七 日本国に住所がある身分関係の当事者の一方からの訴えであつて、他の一方が行方不明であるとき、他の一方の住所がある国においてされた当該訴えに係る身分関係と同一の身分関係についての訴えに係る確定した判決が日本国で効力を有しないときその他の日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保することとなる特別の事情があると認められるとき。

（関連請求の併合による管轄権）

第三条の三 一の訴えで人事訴訟に係る請求と当該請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求（当該人事訴訟における当事者の一方から他の一方に対するものに限る。）とする場合においては、日本の裁判所が当該人事訴訟に係る請求について管轄権を有するときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができる。

（子の監護に関する処分についての裁判に係る事件等の管轄権）

第三条の四 裁判所は、日本の裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えについて管轄権を有するときは、第三十二条第一項の子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分についての裁判及び同条第三項の親権者の指定についての裁判に係る事件について、管轄権を有する。

2 裁判所は、日本の裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えについて管轄権を有する場合において、家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第三条の十二各号のいずれかに該当するときは、第三十二条第一項の財産の分与に関する処分についての裁判に係る事件について、管轄権を有する。

（特別の事情による訴えの却下）

第三条の五 裁判所は、訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合においても、事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地、当該訴えに係る身分関係の当事者間の成年に達しない子の利益その他事情を考慮して、日本の裁判所が審理及

（新設）

（新設）

び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴えの全部又は一部を却下することができる。

第二款 管轄

(調停事件が係属していた家庭裁判所の自序処理)

第六条 家庭裁判所は、人事訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認める場合においても、当該人事訴訟に係る事件について家事事件手続法第二百五十七条第一項の規定により申し立てられた調停に係る事件がその家庭裁判所に係属していたときであって、調停の経過、当事者の意見その他の事情を考慮して特に必要があると認めるとときは、民事訴訟法第十六条第一項の規定にかかわらず、申立てにより又は職権で、当該人事訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。

第一款 管轄

(調停事件が係属していた家庭裁判所の自序処理)

第六条 家庭裁判所は、人事訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認める場合においても、当該人事訴訟に係る事件について家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百五十七条第一項の規定により申し立てられた調停に係る事件がその家庭裁判所に係属していたときであって、調停の経過、当事者の意見その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、民事訴訟法第十六条第一項の規定にかかわらず、申立てにより又は職権で、当該人事訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。

第三款 参与員

(訴えの変更及び反訴)

第十八条 (略)

2 | 日本の裁判所が請求の変更による変更後の人事訴訟に係る請求について管轄権を有しない場合には、原告は、変更後の人事訴訟に係る請求が変更前的人事訴訟に係る請求と同一の身分関係についての形成又は存否の確認を目的とするときに限り、前項の規定により、

第二款 参与員

(訴えの変更及び反訴)

第十八条 (同上)

(新設)

請求を変更することができる。

3 | 日本の裁判所が反訴の目的である次の各号に掲げる請求について

管轄権を有しない場合には、被告は、それぞれ当該各号に定める場合に限り、第一項の規定による反訴を提起することができる。

一 人事訴訟に係る請求 本訴の目的である人事訴訟に係る請求と同一の身分関係についての形成又は存否の確認を目的とする請求を目的とする場合

二 人事訴訟に係る請求の原因である事実によつて生じた損害の賠償に関する請求 既に日本の裁判所に当該人事訴訟が係属する場合

(民事訴訟法の適用関係)

第二十九条 人事に関する訴えについては、民事訴訟法第三条の二から第三条の十まで、第一百四十五条第三項及び第一百四十六条第三項の規定は、適用しない。

2 (略)

(保全命令事件の管轄の特例)

第三十条 (削る)

(民事訴訟法の適用関係等)

第二十九条 人事に関する訴えについては、民事訴訟法第一編第二章第一節、第一百四十五条第三項及び第一百四十六条第三項の規定は、適用しない。

2 (同上)

(民事保全法の適用関係等)

第三十条 人事訴訟を本案とする保全命令事件については、民事保全法(平成元年法律第九十一号)第十二条第一項の規定にかかわらず、本案の管轄裁判所又は仮に差し押さるべき物若しくは係争物の所在地を管轄する家庭裁判所が管轄する。

人事訴訟を本案とする保全命令事件は、民事保全法(平成元年法律第九十一号)第十二条第一項の規定にかかわらず、本案の管轄裁判所又は仮に差し押さるべき物若しくは係争物の所在地を管轄する家庭裁判所が管轄する。

(新設)

2 | 人事訴訟に係る請求と当該請求の原因である事実によつて生じた損害の賠償に関する請求とを一の訴えでできる場合には、当該損害の賠償に関する請求に係る保全命令の申立ては、仮に差し押さえるべき物又は係争物の所在地を管轄する家庭裁判所にもすることができる。

3 | 人事訴訟に係る請求と当該請求の原因である事実によつて生じた損害の賠償に関する請求とを一の訴えでできる場合には、当該損害の賠償に関する請求に係る保全命令の申立ては、仮に差し押さえるべき物又は係争物の所在地を管轄する家庭裁判所にもすることができる。

二 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）

改 正 案	現 行
目次	目次
第一編 （略）	第一編 （同上）
第一章 通則（第一条～第三条）	第一章 通則（第一条～第三条）
第一章の二 日本の裁判所の管轄権（第三条の二～第三条の十五）	（新設）
第二章～第八章 （略）	第二章～第八章 （同上）
第二編～第五編 （略）	第二編～第五編 （同上）
附則	附則
第一章の二 日本の裁判所の管轄権	（新設）
（不在者の財産の管理に関する処分の審判事件の管轄権）	（新設）
第三条の二 裁判所は、不在者の財産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の五十五の項の事項についての審判事件をいう。第一百四十五条において同じ。）について、不在者の財産が日本国内にあるときは、管轄権を有する。	（新設）
（失踪の宣告の取消しの審判事件の管轄権）	（新設）
第三条の三 裁判所は、失踪の宣告の取消しの審判事件（別表第一の	（新設）

五十七の項の事項についての審判事件をいう。第一百四十九条第一項及び第二項において同じ。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一 日本において失踪の宣告の審判があつたとき。

二 失踪者の住所が日本国内にあるとき又は失踪者が日本の国籍を有するとき。

三 失踪者が生存していたと認められる最後の時点において、失踪者が日本国内に住所を有していたとき又は日本の国籍を有していたとき。

（嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件の管轄権）

第三条の四 裁判所は、嫡出否認の訴えについて日本の裁判所が管轄権を有するときは、嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件（別表第一の五十九の項の事項についての審判事件をいう。

第一百五十九条第一項及び第二項において同じ。）について、管轄権を有する。

（養子縁組をするについての許可の審判事件等の管轄権）

第三条の五 裁判所は、養子縁組をするについての許可の審判事件（別表第一の六十一の項の事項についての審判事件をいう。第一百六十二条第一項及び第二項において同じ。）及び特別養子縁組の成立の審判事件（同表の六十三の項の事項についての審判事件をいう。第一百六十四条第一項及び第二項において同じ。）について

（新設）

（新設）

、養親となるべき者又は養子となるべき者の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

（死後離縁をするについての許可の審判事件の管轄権）

第三条の六 裁判所は、死後離縁をするについての許可の審判事件（別表第一の六十二の項の事項についての審判事件をいう。第六十二条第一項及び第二項において同じ。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一 養親又は養子の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。

二 養親又は養子がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき。

三 養親又は養子の一方が日本の国籍を有する場合であつて、他の一方がその死亡の時に日本の国籍を有していたとき。

（特別養子縁組の離縁の審判事件の管轄権）

第三条の七 裁判所は、特別養子縁組の離縁の審判事件（別表第一の六十四の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一 養親の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。

（新設）

二 養子の実父母又は検察官からの申立てであつて、養子の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。

三 養親及び養子が日本の国籍を有するとき。

四 日本国に住所がある養子からの申立てであつて、養親及び養子が最後の共通の住所を日本国内に有していたとき。

五 日本国に住所がある養子からの申立てであつて、養親が行方不明であるとき、養親の住所がある国においてされた離縁に係る確定した裁判が日本国で効力を有しないときその他の日本の裁判所が審理及び裁判をすることが養親と養子との間の衡平を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保することとなる特別の事情があると認められるとき。

（親権に関する審判事件等の管轄権）

第三条の八 裁判所は、親権に関する審判事件（別表第一の六十五の項から六十九の項まで並びに別表第二の七の項及び八の項の事項についての審判事件をいう。第一百六十七条において同じ。）、子の監護に関する処分の審判事件（同表の三の項の事項についての審判事件をいう。第一百五十条第四号及び第一百五十二条において同じ。）（子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件を除く。）及び親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件（別表第一の百三十二条の項の事項についての審判事件をいう。第二百四十二条第一項第二号及

（新設）

び第三項において同じ。）について、子の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

（養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判事件等の管轄権）

第三条の九 裁判所は、養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判事件（別表第一の七十の項の事項についての審判事件をいう。第百七十六条及び第百七十七条第一号において同じ。）又は未成年後見人の選任の審判事件（同表の七十一の項の事項についての審判事件をいう。同条第二号において同じ。）について、未成年被後見人となるべき者若しくは未成年被後見人（以下この条において「未成年被後見人となるべき者等」という。）の住所若しくは居所が日本国内にあるとき又は未成年被後見人となるべき者等が日本の国籍を有するときは、管轄権を有する。

（夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件の管轄権）

第三条の十 裁判所は、夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件（別表第一の八十四の項及び八十五の項並びに別表第二の一の項から三の項まで、九の項及び十の項の事項についての審判事件（同表の三の項の事項についての審判事件にあつては、子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判

（新設）

事件に限る。）をいう。）について、扶養義務者（別表第一の八十四の項の事項についての審判事件にあつては、扶養義務者となるべき者）であつて申立人でないもの又は扶養権利者（子の監護に要する費用の分担に関する处分の審判事件にあつては、子の監護者又は子）の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合は、居所）が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

（相続に関する審判事件の管轄権）

第三条の十一 裁判所は、相続に関する審判事件（別表第一の八十六の項から百十の項まで及び百三十三の項並びに別表第二の十一の項から十四の項までの事項についての審判事件をいう。）について、相続開始の時における被相続人の住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合には相続開始の時における被相続人の住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合には被相続人が相続開始の前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）は、管轄権を有する。

2 相続開始の前に推定相続人の廃除の審判事件（別表第一の八十六の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）、推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件（同表の八十七の項の事項についての審判事件をいう。第一百八十八条第一項及び第一百八十九条第一項において同じ。）、遺言の確認の審判事件（同表の百二の項の事項についての審判事件をいう。第二百九条第二項において同じ。）又

（新設）

は遺留分の放棄についての許可の審判事件（同表の百十の項の事項）についての審判事件をいう。第二百六条第一項第二号において同じ。）の申立てがあつた場合における前項の規定の適用については、

、同項中「相続開始の時における被相続人」とあるのは「被相続人」と、「相続開始の前」とあるのは「申立て前」とする。

3 |

裁判所は、第一項に規定する場合のほか、推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の八十八の項の事項についての審判事件をいう。第一百八十九条第一項及び第二項において同じ。）、相続財産の保存又は管理に関する処分の審判事件（同表の九十の項の事項についての審判事件をいう。第二百一条第十項において同じ。）、限定承認を受理した場合における相続財産の管理人の選任の審判事件（同表の九十四の項の事項についての審判事件をいう。）、財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分の審判事件（同表の九十七の項の事項についての審判事件をいう。第二百二条第一項第二号及び第三項において同じ。）及び相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分の審判事件（同表の九十九の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）について、相続財産に属する財産が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

4 |

当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に遺産の分割に関する審判事件（別表第二の十二の項から十四の項までの事項についての審判事件をいう。第三条の十四及び第一百九十二条第一項において同じ。）の申立てをすることができるかについて定めることができる。

民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第三条の七第二項から第四項までの規定は、前項の合意について準用する。

（財産の分与に関する処分の審判事件の管轄権）

第三条の十二 裁判所は、財産の分与に関する処分の審判事件（別表第二の四の項の事項についての審判事件をいう。第一百五十条第五号において同じ。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一 夫又は妻であつた者の一方からの申立てであつて、他の一方の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。

二 夫であつた者及び妻であつた者の双方が日本の国籍を有するとき。

三 日本国に住所がある夫又は妻であつた者の一方からの申立てであつて、夫であつた者及び妻であつた者が最後の共通の住所を日本国内に有していたとき。

四 日本国に住所がある夫又は妻であつた者の一方からの申立てであつて、他の一方が行方不明であるとき、他の一方の住所がある国においてされた財産の分与に関する処分に係る確定した裁判が日本国で効力を有しないときその他の日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保することとなる特別の事情があると認められるとき。

（新設）

(家事調停事件の管轄権)

第三条の十三　裁判所は、家事調停事件について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

- 一　当該調停を求める事項についての訴訟事件又は家事審判事件について日本の裁判所が管轄権を有するとき。
- 二　相手方の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。
- 三　当事者が日本の裁判所に家事調停の申立てをすることができる旨の合意をしたとき。

2　民事訴訟法第三条の七第二項及び第三項の規定は、前項第三号の合意について準用する。

3　人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第二条に規定する人事に関する訴え（離婚及び離縁の訴えを除く。）を提起することができることについての調停事件については、第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（特別の事情による申立ての却下）

第三条の十四　裁判所は、第三条の二から前条までに規定する事件について日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合（遺産の分割に関する審判事件について、日本の裁判所にのみ申立てをすることができる旨の合意に基づき申立てがされた場合を除く。）においても、事案の性質、申立人以外の事件の関係人の負担の程度、証拠の所在地、未成年者である子の利益その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが適正かつ迅速な審理の実現を妨

(新設)

(新設)

げ、又は相手方がある事件について申立人と相手方との間の衡平を害することとなる特別の事情があると認めるときは、その申立ての全部又は一部を却下することができる。

(管轄権の標準時)

第三条の十五 日本の裁判所の管轄権は、家事審判若しくは家事調停の申立てがあつた時又は裁判所が職権で家事事件の手続を開始した時を標準として定める。

(移送等)

第九条 (略)

2～4 (略)

5 民事訴訟法第二十二条の規定は、家事事件の移送の裁判について準用する。

(未成年者及び成年被後見人の法定代理人)

第十八条 親権を行う者は、第一百八条（この法律の他の規定において準用する場合を含む。）又は第二百五十二条第一項の規定により未成年者又は成年被後見人が法定代理人によらずに自ら手続行為をすることができる場合であつても、未成年者又は成年被後見人を代理して手続行為をすることができる。ただし、家事審判及び家事調停の申立ては、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定により親権を行う者又は後見人が申立てをすることができる場合（民事訴訟法第二条に規定する人事に関する訴え（

(新設)

第九条 (同上)

2～4 (同上)

(移送等)

5 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二十二条の規定は、家事事件の移送の裁判について準用する。

(未成年者及び成年被後見人の法定代理人)

第十八条 親権を行う者は、第一百八条（この法律の他の規定において準用する場合を含む。）又は第二百五十二条第一項の規定により未成年者又は成年被後見人が法定代理人によらずに自ら手続行為をすることができる場合であつても、未成年者又は成年被後見人を代理して手続行為をすることができる。ただし、家事審判及び家事調停の申立ては、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定により親権を行う者又は後見人が申立てをすることができる場合（民事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第二条に

離婚及び離縁の訴えを除く。）を提起することができる事項についての家事調停の申立てにあつては、同法その他の法令の規定によりその訴えを提起することができる場合を含む。）に限る。

（外国裁判所の家事事件についての確定した裁判の効力）

第七十九条の二 外国裁判所の家事事件についての確定した裁判（これに準ずる公的機関の判断を含む。）については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第百十八条の規定を準用する。

（新設）

（管轄）

第一百四十五条 不在者の財産の管理に関する処分の審判事件は、不在者の従来の住所地又は居所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

第一百四十九条 失踪の宣告の取消しの審判事件は、失踪者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

第一百四十五条 不在者の財産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の五十五の項についての審判事件をいう。）は、不在者の従来の住所地又は居所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

第一百四十九条 失踪の宣告の取消しの審判事件（別表第一の五十七の項についての審判事件をいう。次項において同じ。）は、失踪者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

（管轄）

第一百五十条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

一～三 （略）

（管轄）

第一百五十条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

一～三 （同上）

規定する人事に関する訴え（離婚及び離縁の訴えを除く。）を提起することができる事項についての家事調停の申立てにあつては、同法その他の法令の規定によりその訴えを提起することができる場合を含む。）に限る。

四 子の監護に関する処分の審判事件 子（父又は母を同じくする数人の子についての申立てに係るものにあつては、そのうちの一人）の住所地

五 財産の分与に関する処分の審判事件 夫又は妻であつた者の住所地
六 （略）

第一百五十九条 嫪出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件は、子の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2・3 （略）

第一百六十一条 養子縁組をするについての許可の審判事件は、養子となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2・4 （略）

第一百六十二条 死後離縁をするについての許可の審判事件は、申立人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2・4 （略）

四 子の監護に関する処分の審判事件（別表第二の三の項の事項についての審判事件をいう。次条第二号において同じ。）子（父又は母を同じくする数人の子についての申立てに係るものにあつては、そのうちの一人）の住所地

五 財産の分与に関する処分の審判事件（別表第二の四の項の事項についての審判事件をいう。）夫又は妻であつた者の住所地
六 （同上）

第一百五十九条 嫪出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件（別表第一の五十九の項の事項についての審判事件をいう。次項において同じ。）は、子の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2・3 （同上）

第一百六十一条 養子縁組をするについての許可の審判事件（別表第一の六十一の項の事項についての審判事件をいう。次項において同じ。）は、養子となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2・4 （同上）

第一百六十二条 死後離縁をするについての許可の審判事件（別表第一の六十二の項の事項についての審判事件をいう。次項において同じ。）は、申立人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2・4 （同上）

（特別養子縁組の成立の審判事件）

第一百六十四条 特別養子縁組の成立の審判事件は、養親となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2~8 (略)

（特別養子縁組の離縁の審判事件）

第一百六十五条 特別養子縁組の離縁の審判事件は、養親の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2~8 (略)

（管轄）

第一百六十七条 親権に関する審判事件は、子（父又は母を同じくする数人の子についての親権者の指定若しくは変更又は第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の申立てに係るものにあっては、そのうちの一人）の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

（管轄）

第一百六十七条 親権に関する審判事件（別表第一の六十五の項から六十九の項まで並びに別表第二の七の項及び八の項の事項についての審判事件をいう。）は、子（父又は母を同じくする数人の子についての親権者の指定若しくは変更又は第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の申立てに係るものにあっては、そのうちの一人）の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

（管轄）

第一百七十六条 未成年後見に関する審判事件（別表第一の七十の項から八十三の項までの事項についての審判事件をいう。）は、未成年被後見人（養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判

第一百七十六条 未成年後見に関する審判事件（別表第一の七十の項から八十三の項までの事項についての審判事件をいう。）は、未成年被後見人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

（特別養子縁組の成立の審判事件）

第一百六十四条 特別養子縁組の成立の審判事件（別表第一の六十三の項の事項についての審判事件をいう。次項において同じ。）は、養親となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2~8 (同上)

（特別養子縁組の離縁の審判事件）

第一百六十五条 特別養子縁組の離縁の審判事件（別表第一の六十四の項の事項についての審判事件をいう。次項及び次条第五項において同じ。）は、養親の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2~8 (同上)

（管轄）

第一百六十七条 親権に関する審判事件（別表第一の六十五の項から六十九の項まで並びに別表第二の七の項及び八の項の事項についての審判事件をいう。）は、子（父又は母を同じくする数人の子についての親権者の指定若しくは変更又は第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の申立てに係るものにあっては、そのうちの一人）の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

事件にあつては、未成年被後見人となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

(手続行為能力)

第一百七十七条 第百十八条の規定は、次に掲げる審判事件（第三号及び第五号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）における未成年被後見人（第一号の審判事件にあつては、未成年被後見人となるべき者及び養親）について準用する。

一 養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判事件

二 未成年後見人の選任の審判事件

三・八 (略)

(推定相続人の廃除の審判事件及び推定相続人の廃除の取消しの審判事件)

第一百八十八条 推定相続人の廃除の審判事件及び推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件は、被相続人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。ただし、これらの審判事件が被相続人の死亡後に申し立てられた場合にあつては、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

(手続行為能力)

第一百七十七条 第百十八条の規定は、次に掲げる審判事件（第三号及び第五号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）における未成年被後見人（第一号の審判事件にあつては、養子及び養親）について準用する。

一 養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判事件（別表第一の七十の項の事項についての審判事件をいう。）

二 未成年後見人の選任の審判事件（別表第一の七十一の項の事項についての審判事件をいう。）

三・八 (同上)

(推定相続人の廃除の審判事件及び推定相続人の廃除の取消しの審判事件)

第一百八十八条 推定相続人の廃除の審判事件（別表第一の八十六の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）及び推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件（同表の八十七の項の事項についての審判事件をいう。次条第一項において同じ。）は、被相続人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。ただし、これらの審判事件が被相続人の死亡後に申し立てられた場合にあつては、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2~5 (略)

2~5 (同上)

(遺産の管理に関する処分の審判事件)

第一百八十九条 推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件は、推定相続人の廃除の審判事件又は推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件が係属している家庭裁判所（その審判事件が係属していない場合にあっては相続が開始した地を管轄する家庭裁判所、その審判事件が抗告裁判所に係属している場合にあってはその裁判所）の管轄に属する。

2・3 (略)

(管轄)

第一百九一条 遺産の分割に関する審判事件は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 (略)

第二百一条 (略)

(略)

10 第百二十五条の規定は、相続財産の保存又は管理に関する処分の審判事件について準用する。この場合において、同条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「相続財産」と読み替えるものとする。

(遺産の管理に関する処分の審判事件)

第一百八十九条 推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の八十八の項の事項についての審判事件をいう。次項において同じ。）は、推定相続人の廃除の審判事件又は推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件が係属している家庭裁判所（その審判事件が係属していない場合にあっては相続が開始した地を管轄する家庭裁判所、その審判事件が抗告裁判所に係属している場合にあってはその裁判所）の管轄に属する。

2・3 (同上)

(管轄)

第一百九一条 遺産の分割に関する審判事件（別表第一の十二の項から十四の項までの事項についての審判事件をいう。）は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 (同上)

第二百一条 (同上)

(同上)

10 第百二十五条の規定は、相続財産の保存又は管理に関する処分の審判事件について準用する。この場合において、同条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「相続財産」と読み替えるものとする。

第一百二条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める裁判所の管轄に属する。

一 (略)

二 財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分の審判事件
財産分離の審判事件が係属している家庭裁判所（抗告裁判所に係属している場合にあってはその裁判所、財産分離の裁判確定後にあつては財産分離の審判事件が係属していた家庭裁判所）

三 (略)
2・3 (略)

(管轄)

第二百三条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める家庭裁判所の管轄に属する。

一 相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分の審判事件 相続が開始した地を管轄する家庭裁判所

二・三 (略)

(管轄)

第二百九条 (略)

第一百二条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める裁判所の管轄に属する。

一 (同上)

二 財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の九十七の項の事項についての審判事件をいう。第三項において同じ。） 財産分離の審判事件が係属している家庭裁判所（抗告裁判所に係属している場合にあっては財産分離の審判事件が係属していた家庭裁判所）

三 (同上)
2・3 (同上)

(管轄)

第二百三条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める家庭裁判所の管轄に属する。

一 相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の九十九の項の事項についての審判事件をいう。次号及び第二百八条において同じ。） 相続が開始した地を管轄する家庭裁判所

二・三 (同上)

(管轄)

第二百九条 (同上)

2 前項の規定にかかわらず、遺言の確認の審判事件は、遺言者の生存中は、遺言者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 前項の規定にかかわらず、遺言の確認の審判事件（別表第一の百二の項の事項についての審判事件をいう。）は、遺言者の生存中は、遺言者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

第二百六十三条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

一 （略）

二 遺留分の放棄についての許可の審判事件 被相続人の住所地

2 （略）

第二百四十二条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

一 （略）

二 親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件 子の住所地

三 （略）
2・3 （略）

別表第一（第三条の二—第三条の十一、第三十九条、第一百十六条—第一百八十八条、第一百二十八条、第一百二十九条、第一百三十六条、第一百三十七条、第一百四十八条、第一百五十条、第一百六十条、第一百六十八条、第一百七十六条、第一百七十七条、第一百八十二条、第一百一条—第二百三

第二百六十三条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

一 （同上）

二 遺留分の放棄についての許可の審判事件（別表第一の百十の項の事項についての審判事件をいう。） 被相続人の住所地

2 （同上）

第二百四十二条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

一 （同上）

二 親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件（別表第一の百三十二条の項の事項についての審判事件をいう。第三項において同じ。） 子の住所地

三 （同上）
2・3 （同上）

別表第一（第三十九条、第一百十六条—第一百八十八条、第一百二十九条、第一百三十六条、第一百三十七条、第一百四十五条、第一百四十八条—第一百五十条、第一百五十九条—第一百六十二条、第一百六十四条、第一百六十五条、第一百六十七条、第一百六十八条、第一百七十六条、第一百七十七条、第一百八十二条、第一百一条—第二百三

条、第二百九条、第二百十六条、第二百十七条、第二百二十五条—
第二百二十七条、第二百三十二条、第一百三十四条、第一百四十条—
（第二百四十四条関係）

百七十七条、第一百八十二条、第一百八十八条、第一百八十九条、第二百
一条—第二百三条、第二百九条、第二百十六条、第二百十七条、第二
百二十五条—第二百二十七条、第二百三十二条、第一百三十四条—
、第一百四十条—第二百四十四条関係）

項	事項
（略）	
	根拠となる法律の規定

別表第二（第三条の八、第三条の十一第三条の十二、第二十条、第二
十五条、第三十九条、第四十条、第六十六条—第七十一条、第八十
二条、第八十九条、第九十条、第九十二条、第一百五十条、第一百六十
三条、第一百六十八条、第一百八十二条、第一百九十一条、第
一百九十七条、第二百三十三条、第二百四十条、第二百四十五条、
第二百五十二条、第二百六十八条、第二百七十二条、第二百八十六
条、第二百八十七条、附則第五条関係）

別表第二（第二十条、第二十五条、第三十九条、第四十条、第六十六
一条—第七十一条、第八十二条、第八十九条、第九十条、第九十二条
、第一百五十条、第一百六十三条、第一百六十七条、第一百六十八条、第
一百八十二条、第一百九十条、第一百九十二条、第一百九十七条、第二百三十
三条、第二百四十条、第二百四十五条、第二百五十二条、第二百
六十八条、第二百七十二条、第二百八十六条、第二百八十七条、附
則第五条関係）

項	事項
（略）	
	根拠となる法律の規定

三 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）

	改 正 案	現 行
	<p>（債務名義）</p> <p>第二十二条 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。</p> <p>一〇五 （略）</p> <p>六 確定した執行判決のある外国裁判所の判決（家事事件における裁判を含む。第二十四条において同じ。）</p> <p>六の二・七 （略）</p> <p>（外国裁判所の判決の執行判決）</p> <p>第二十四条 外国裁判所の判決についての執行判決を求める訴えは、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（家事事件における裁判に係るものにあつては、家庭裁判所。以下この項において同じ。）が管轄し、この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。</p> <p>二 前項に規定する地方裁判所は、同項の訴えの全部又は一部が家庭裁判所の管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、申立てにより又は職権で、当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。</p>	<p>（債務名義）</p> <p>第二十二条 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。</p> <p>一〇五 （同上）</p> <p>六 確定した執行判決のある外国裁判所の判決</p> <p>六の二・七 （同上）</p> <p>（外国裁判所の判決の執行判決）</p> <p>第二十四条 外国裁判所の判決についての執行判決を求める訴えは、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄し、この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。</p>
	<p>（新設）</p>	

			3 第一項に規定する家庭裁判所は、同項の訴えの全部又は一部が地方裁判所の管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、申立てにより又は職権で、当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。
		4 執行判決は、裁判の当否を調査しないでしなければならない。	
	5 第一項の訴えは、外国裁判所の判決が、確定したことが証明されないとき、又は民事訴訟法第百十八条各号（家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第七十九条の二において準用する場合を含む。）に掲げる要件を具备しないときは、却下しなければならない。		
	6 執行判決においては、外国裁判所の判決による強制執行を許す旨を宣言しなければならない。		
		（不動産担保権の実行の開始）	
	第百八十二条 不動産担保権の実行は、次に掲げる文書が提出されたときに限り、開始する。		
	一 担保権の存在を証する確定判決若しくは家事事件手続法第七十五条の審判又はこれらと同一の効力を有するものの謄本		
2 二～四 （略）			
2 2 執行判決は、裁判の当否を調査しないでしなければならない。			
2 3 第一項の訴えは、外国裁判所の判決が、確定したことが証明されないとき、又は民事訴訟法第百十八条各号に掲げる要件を具备しないときは、却下しなければならない。			
2 4 執行判決においては、外国裁判所の判決による強制執行を許す旨を宣言しなければならない。			
		（不動産担保権の実行の開始）	
	第百八十二条 不動産担保権の実行は、次に掲げる文書が提出されたときに限り、開始する。		
	一 担保権の存在を証する確定判決若しくは家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第七十五条の審判又はこれらと同一の効力を有するものの謄本		
2 二～四 （同上）			
2 4 2 執行判決は、裁判の当否を調査しないでしなければならない。			
2 3 第一項の訴えは、外国裁判所の判決が、確定したことが証明されないとき、又は民事訴訟法第百十八条各号に掲げる要件を具备しないときは、却下しなければならない。			
2 4 執行判決においては、外国裁判所の判決による強制執行を許す旨を宣言しなければならない。			
		（新設）	

改 正 案	現 行
<p>（外国判決の効力）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2 前項に規定する確定判決についての執行判決に関しては、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十四条第五項中「民事訴訟法第一百八条各号（家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第七十九条の二において準用する場合を含む。）に掲げる要件を具备しないとき」とあるのは、「船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第十二条第一項各号のいずれかに該当するとき」とする。</p>	<p>（外国判決の効力）</p> <p>第十二条 （同上）</p> <p>2 前項に規定する確定判決についての執行判決に関しては、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十四条第三項中「民事訴訟法第一百八条各号に掲げる要件を具备しないとき」とあるのは、「船舶油濁損害賠償保障法第十二条第一項各号のいずれかに該当するとき」とする。</p>